

会議等報告書

件名	令和3年度第2回東大和市交通安全対策審議会 会議録		
日時	令和3年7月16日(金) 14:00~14:51	会場	会議棟第7・8会議室
出席者	下記のとおり		
	<p>出席者等 市:田辺部長、寺島課長、原係長、北村主査 出席委員:9人 湯沢仁、池田政次、國吉隆子、齊藤希 関田正民、植木修、久森信、須藤健一、平井通善 欠席委員:宮崎光男</p> <p>会議の種別:公開</p> <p>傍聴者:1人</p> <p>《司会進行 寺島土木課長》 会議次第に沿って進行</p> <p>1. 委員の自己紹介 学識経験者の湯沢委員から順次行った。 ※最後に事務局の自己紹介を行った。</p> <p>2. 会長の選出(田辺部長が座長を務める。) 東大和市交通安全対策審議会設置条例第5条第1項の規定に基づき、会長の選任方法は、「学識経験のある者の委員の互選による」ものとし、第4会議室において、学識経験者4人の協議により、「湯沢仁」委員が会長に選出された。</p> <p>3. 会長挨拶 (以後の進行を湯沢会長が行う。)</p> <p>4. 職務代理者の指名 東大和市交通安全対策審議会設置条例第5条第3項の規定により、湯沢会長が「池田委員」を指名し、了承された。</p> <p>5. 議題 (1) 東大和市交通安全計画(案)について 北村主査が、前回の東大和市交通安全計画との改正点について説明</p> <p>(質疑・意見等) 【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東大和市交通安全計画案に記載された年次表記について各表縦軸横軸を統一した方が良い。 第2部第2章自転車の安全利用の推進について、自転車利用者のマナー向上に向けては、項目4「指導の強化」の内容をもう少し具体的にして、第2章の中でも優先順位を上げてはどうか。 		

【事務局】

- ・ 表に関しては、統一できるように検討する。
- ・ 項目4「指導の強化」に重点を置きすぎると、市の計画というよりは、警視庁の計画になってしまう可能性もあるため、このような記載になった。
- ・ 東大和警察署に協力を得たうえで、市全体で出来る指導方法等を検討し、具体的な内容にしたい。

【委員】

- ・ 第2部第1章2 道路交通環境の整備（1）歩道等の整備について、未就学児等に関する文言を加えたことは良いことだと思う。
しかし、未就学児の内容と子供が移動する通学路の内容が一緒の文章になっているため、未就学児の移動経路と子供が移動する通学路の両方を整備する内容であると、分かりやすい文章にした方が良い。

【事務局】

- ・ ご指摘のとおり、修正します。
- ・ 本日、ご意見がなかった方も、後日、東大和市交通安全計画案に意見等があったら、事務局までご連絡をいただきたい。

(2) その他（次回 第3回審議会の開催予定について）

次回の審議会開催予定は

令和3年9月28日（火）午後2時00分～

東大和市立中央公民館 301 学習室 で確定した。

【事務局】

（今後の予定について説明）

本日ご指摘いただいた内容で修正した計画案を市役所関係各課で精査していただきその内容を次回の審議会でご説明いたします。

次回の審議会では修正した計画案のパブリックコメントを実施した後、第4回目の審議会でもパブリックコメントの実施結果を委員の皆様にご報告いたします。

第4回の審議会の中では、計画案を決定して、同日、市長に答申していただく予定となっております。

以上をもって閉会となった。

令和3年7月16日（金）

令和3年度第2回

東大和市交通安全対策審議会

資 料

都市建設部土木課交通安全対策係

目 次

令和3年度第2回東大和市交通安全対策審議会次第	1 頁
交通安全対策基本法（抜粋）	2 頁～3 頁
東大和市交通安全対策審議会設置条例	4 頁～5 頁
東大和市交通安全対策審議会委員名簿	6 頁
<別添>	
第11次東京都交通安全計画	1 冊
新旧対比表	1 冊

令和3年度第2回東大和市交通安全対策審議会次第

令和3年7月16日（金）午後2時00分～

東大和市役所会議棟 第7・8会議室（2階）

1 委員の自己紹介

2 会長の選出

3 会長挨拶

4 職務代理者の指名

5 議 題

（1）東大和市交通安全計画（案）について

（2）その他（次回 第3回審議会の開催予定について）

○交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和四十五年六月一日）

（法律第一百十号）

第六十三回特別国会

第三次佐藤内閣

改正 昭和四十六年六月二日法律第九八号

同五〇年七月一〇日同第五八号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成一一年七月一六日同第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一八年五月一七日同第三八号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月一四日同第四四号

同二七年九月一日同第六六号

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）

第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方公共団体の長の要請等)

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業

○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘 要	任 期
学識 経験者	みや ぎき みつ お 宮 崎 光 男	シニアクラブ 連合会理事	～R4.6.30
	ゆ ざわ まさし 湯 沢 仁	交通安全協会 副 会長	～R4.6.30
	いけ だ まさ つぐ 池 田 政 次	スクールガードリ ーダー	～R4.6.30
	こく よし たか こ 國 吉 隆 子	交通安全協会 常 任理事	～R4.6.30
	さい とう のぞみ 齊 藤 希	P T A連合協議会 副会長	～R4.6.30
関係行政機 関職員	せき た まさ たみ 関 田 正 民	市議会議長	R3.5.24～
	うえ き おさむ 植 木 修	都北多摩北部建設事務所 管理課長	R3.4.1～
	ひさ もり まこと 久 森 信	第三中学校長	R3.4.1～
	す どう けん いち 須 藤 健 一	北多摩西部消防署 警防課長	R2.4.1～
	ひら い みち よし 平 井 通 善	東大和警察署 交通課長	R1.9.9～

会 長

職務代理者 池田 政次

- 学識経験者の任期について
 東大和市交通安全対策審議会設置条例
 第4条 学識経験のある委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における
 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。